



事務所だより8月

2020(R2)



令和2(2020)年8月

I 中小企業 働き方改革関連法の認知度・準備状況

今年の4月より、働き方関連法案の中の「時間外労働の上限規制」が中小企業に適用開始となりました。これに引き続き来年の4月には「同一労働同一賃金」の適用が始まります。日本・東京商工会議所が「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」(調査期間: 2020年2月3日～3月6日)を実施致しましたのでご紹介します。

◆働き方関連法の認知度と対応状況

「時間外労働の上限規制」の名称・内容に関しては、施行時期自体を認識していない割合が、従業員規模50人以下の企業で19.9%となっており、施行直前においても、まだ認識が十分でなかったことが伺えました。来年施行となる「同一労働同一賃金」に関しては25.7%の企業が十分に認知していないと回答し、特に従業員規模50人以下の企業では32.9%が施行時期自体を知らないと回答していました。内容だけではなく、施行時期の周知もまだまだ必要なようです。また、対象になりそうな非正規社員のうち対応の目途がついている企業は46.7%であることから、まだ半数の企業は対応ができていないことがわかりました。

◆なるべく早めの検討取組を

本調査によると、「同一労働同一賃金」について講じた対応や対応予定の方策としては、「非正規社員の給与等の処遇改善」に続いて、「賃金・人事制度の構築・見直し」、「正規/非正規の業務内容・配置の見直し」、「非正規社員の正社員化」の順に挙げられています。いずれも準備期間が必要となりますので、早期の検討・取組が、必要となります。

II 年金制度改正法が成立しました！

年金制度改正法が通常国会において成立しました。この改正は人手不足の進行や健康寿命の延伸、高齢者や女性の就業促進といった今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることが目的です。改正のポイントについてご紹介します。

◆厚生年金の適用拡大(2022年10月～)

短時間労働者(週の労働時間が通常の労働者の3/4以上)を厚生年金保険、健康保険の被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模を段階的に引き上げます。(現在は500人超→2022年10月100人超)

◆在職老齢年金制度の見直し(2022年4月施行)

現状、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は資格喪失時(退職時・70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額を改定しています。今回の改定では65歳以上の在職老齢年金においては、在職中であっても年金額の改定を定時行うことになりました。この一方で60歳から64歳の在職老齢年金は支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準が現行の28万円から47万円に引き上げられました。

◆年金の受給開始時期の選択肢拡大(2022年4月施行)

現状、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢が75歳まで拡大されます。

◆確定拠出年金の加入可能要件の見直し(2022年4月施行)

現状、企業型DCは厚生年金被保険者のうち60歳未満が加入可能となっていますがこれを70歳未満まで引き上げます。また、iDeCoにおいては国民年金被保険者のうち60歳未満となっている年齢が65歳未満まで引き上げられます。

III 新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金

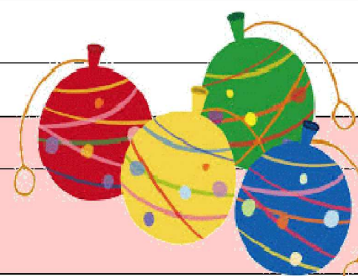
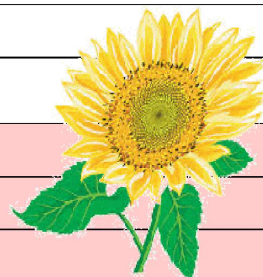
京都府では新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」に対応して事業を再出発しようとする小規模事業者・個人事業者・中小企業者等の取組を支援するとして「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」の受付を開始しました。

◆補助金の概要

中小企業者・小規模事業者・個人事業者・商工団体等・病院・NPOが対象者となります。「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」には感染症防止対策を行った際に補助される「中小企業者等事業再出発支援補助金」と感染症防止対策に加え、業務改善・売上向上を行った際に補助される「中小企業者等緊急応援補助金」があります。「中小企業者等事業再出発支援補助金」では、かかる経費の上限10万円まで(超える部分には応援補助金の補助率と上限が適用)、「中小企業者等緊急応援補助金」では中小企業者においては、かかる経費の1/2(上限30万円)まで、その他の小規模事業者等においてはかかる経費の2/3(上限20万円)までが補助されます。補助対象となる経費はいずれも業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの趣旨に沿った感染防止対策や業務改善・売上向上の取組となります。令和2年4月1日から8月31日までの間に実施されたものに限り、受付期間は6/16(火)から、9/15(火)までとなります。

お問い合わせ先: 京都府事業再出発支援補助金センター
075-748-0303(平日9:00～17:00)

1	土	千日詣り 最終日 愛宕神社 075-861-0658
2	日	御手洗祭 最終日 下鴨神社 075-781-0010 きゅうり封じ 神光院 075-491-4375
3	月	
4	火	
5	水	あじさい園の公開 最終日 三室戸寺 0774-21-2067 社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	山の日
11	火	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
12	水	建設業経理士検定試験(1・2級)受験票発送日(予定) 社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
13	木	第2種電気工事士 下期筆記試験申し込み 締切
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
20	木	1級土木施工管理技術検定試験 合格発表
21	金	
22	土	
23	日	建築設備士試験 「第二次試験」(設計製図)
24	月	
25	火	2級建築士試験 合格発表(予定)
26	水	社会保険労務士会 無料相談 075-417-1881
27	木	
28	金	
29	土	
30	日	6月決算法人の確定申告 12月決算法人の中間申告
31	月	



2020年(令和2年)7月1日作成「2020.8月号」

*社会保険労務士会の無料相談は現在、電話相談のみです。

その他、ご利用の際には事前にご確認いただけますようお願い申し上げます。